

◇福井坂井地区広域市町村圏事務組合監査委員条例

昭和 45 年 4 月 13 日
条 例 第 3 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 202 条の規定に基づき、福井坂井地区広域市町村圏事務組合の監査委員（以下「監査委員」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定例監査)

第 2 条 法第 199 条第 4 項の規定による監査は、毎年 9 月に行う。

2 監査委員は、前項の監査を行うときは、あらかじめその日時を管理者に通知しなければならない。

(臨時監査)

第 3 条 監査委員は、法第 199 条第 5 項の規定により監査を行うときは、あらかじめその日時を管理者に通知しなければならない。

(請求または要求に基づく監査)

第 4 条 監査委員は、法第 75 条第 1 項及び法第 242 条第 1 項の監査の請求があったとき、又は主務大臣若しくは都道府県知事又は組合議会若しくは管理者から監査の請求があったときは、監査の請求又は要求のあった日から 7 日以内に監査に着手しなければならない。

(請願に対する措置)

第 5 条 監査委員は、法第 125 条の規定により議会から請願の送付を受けたときは、20 日以内に措置しなければならない。

(福井坂井地区広域市町村圏事務組合以外の者に対する監査)

第 6 条 監査委員は、法第 199 条第 6 項及び法第 235 条の 2 第 2 項の規定により福井坂井地区広域市町村圏事務組合以外の者に対して監査を行うときは、あらかじめその日時を当該監査を受ける者に通知しなければならない。

(出納検査)

第 7 条 法第 235 条の 2 第 1 項の規定による例月出納検査の期日は、27 日とする。ただし、休日その他やむを得ない理由があるときは、その期日を変更することができる。

(決算、証書類等の審査)

第 8 条 法第 233 条第 2 項の規定により決算及び証書類が審査に付せられたときは 20 日以内に意見をつけて管理者に回付しなければならない。

(委任)

第 9 条 この条例に規定するもののほか、監査、検査及び審査の執行について必要な事項は、監査委員が協議して定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。